

## 第7回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和2年 7月 6日 (月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

### ・出席委員

1番 白石 淳一	2番 金井 邦雄 (会長職務代理者)
3番 角田 郁夫	4番 原田 良美
5番 遠藤 由理子	6番 松井 則雄
7番 堀江 正司	8番 本多 弘
9番 中村 光孝	10番 鶴淵 君江
11番 宇敷 和也 (会長)	12番 清水 文明
13番 井上 正文	14番 見城 覚
15番 小林 由喜子	

### ・欠席

なし

### ・遅刻

なし

### ・早退

なし

### ・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長 1. 開会前 午後 1 時 2 5 分  
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。  
在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 1 5 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。  
それでは、宇敷会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長 (宇敷会長) 2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 2 6 分
- 議長 3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 2 7 分  
最初に議事録署名人の指名を行います。  
沼田市農業委員会会議規則により、議長において、1 3 番井上正文委員、1 5 番小林由喜子委員の両名を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
- 議長 4. 諸般の報告 午後 1 時 2 8 分  
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。  
事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告  
(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
(2) 再生可能エネルギー発電設備の設置に関する協議結果について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長 5. 付議事件 午後 1 時 3 0 分  
議案第 2 7 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番の案件について

13番 はい。

議長 13番。

13番 亡くなられた元の所有者と譲渡人遺言執行者の関係といところへの遺贈ということですが、元の所有者と誰がいとこなのか。遺言執行者か譲受人なのか、そのあたり教えてください。

7番 はい。この件については少し聞いているのでいいですか。

議長 7番。

7番 遺言執行者は亡くなった所有者の近所の方です。亡くなるまでは一人で住んでいて、身内もいなくて葬儀やらでガタガタしていたんですが、そんな中遺言書が出てきたということで、遺言書のとおり贈与したいと考えて手続きをしたということです。確か叔母さんにあたると聞いています。

13番 所有者と譲受人がいとこということですか。分かりました。

議長 ほかに。

3 番

はい。

議長

3 番。

3 番

いくつか質問があるのですが、まず、相続人以外への遺贈ですよね。特定遺贈ということで良いと思うんですが、これが農地として適正に利用されるのかということです。農作業歴が0.3年なので今年の4月くらいから農業を始めたと考えられます。農作業日数ですが、4月から11月まで250日、これはあくまでもこれからの予定であって事実ではない。下限面積についても40aを超えていますけど、今年から農業を始めて全部耕作出来ているかなんですね。所有機械については全てリースです。はたしてこれで効率的な農地の利用ができるかどうか疑問です。

もう一つ、借入地が約3反ありますけど、米を作ったり、ネギ、トウモロコシ、キュウリ、3反くらいでこんなに出来るのかなと思います。

13 番

それは出来ますよ。

7 番

そこは問題はないと思う。

3 番

33aは借りた農地で、農業歴は4ヶ月、年齢も67歳ということなので、本当に適正な農地の利用が出来るでしょうか。

7 番

遺言執行者から聞いた話では、ここに書いてあるとおり今まで農業はやっていなかったけど退職して、この遺言書で農地を相続できることになるので少し営農してみたいということです。ただ出来るか出来ないかは、これからのことなのでそれを言ったら、新規の就農は出来なくなってしまう。

これの譲り受けは問題はないと思う。

3 番

普通相続の場合には許可はいらないんですよ。法定相続人でない場合の特定遺贈は農業委員会の許可を要するとなっています。このケースは許可が必要になるので、農地法で考えたときに適正な利用

が見込めるかだと思っんです。そこを心配しているのです。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 借りている農地は遺言執行者が所有している農地です。今回遺贈を受けるタイミングで同時に借受けて営農をすることです。借りている農地については現地確認を行っていますが、作付けはされています。今後の営農については農業者である遺言執行者から指導を受けながら行うとのこと。

農作業日数については、これからのおよその予定日数となっています。

3番 次の案件になりますけど、1月から12月まで従事していて、この方は4月から11月ですよ。それで250日というのはどうか。

7番 これは4月から11月しか農業しないという訳ではない。概ねこの期間ということでしょう。そこまで細かく指摘することもないと思う。

15番 耕作者の欄に譲受人の名前が書いてある。現在耕作しているということではないのか。

13番 これからのことだから、譲り受ける農地をしっかりと営農してもらおう。これをしっかりと伝えて頑張ってもらおう。これでいいんじゃないですかね。

3番 ただ、私が言いたいのは、間違いなく適正に利用して欲しいという願望というか、農業委員会でこういう議論がされることが必要なんだと思います。

議長 ほかに。

2 番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 27 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 27 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第 28 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 5 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1 番の案件について

2 番の案件について

13 番

はい。

議長

13 番。

13 番

申請地を露天資材置き場として利用したいとのことですが、どのようなものになりますか。

事務局員

はい。

議長

事務局。

事務局員

露天と言うことなので建築物はないことになります。申請人は建設業を営んでいます。現地写真を見ていただくと事業用の資材などが既においてありますので、申請書には始末書が添付されています。申請地は農振農用地、いわゆる青地なので期間は3年未満となります。除外や転用も難しいので代替地を探し移転するよう指示してあります。

13番

一転用期間が3年ですよ。申請地はその後どのように利用されるのか。例えば何を作付けるとか。

事務局員

一時利用後は農地となります。作付け作物までは確認していませんが、農地へ復元した際に届け出をすることになっています。

13番

仮に期限を過ぎてもこのままの状態という可能性も充分あると思いますが、その時はどのような対応をするのか。

事務局員

申請人から話を伺っていますが、現在移転候補地の別の土地の所有者と交渉中とのことでしたので、その土地の所有者も売ってくれる方向で話が進んでいるとのこと。代替地は見つけられると聞いています。

申請人は、先々月の審議で、同地区において営農型発電設備の支柱用地の転用した方なので、そこも含めて指示しながらになると思います。ですので、移転しないような場合には早め早めに指導出来ればと思います。

9番

はい。

議長

9番。

9番

罰則規定はないのか。

事務局員

罰則規定は農地法にあります。違反したので即罰則かというところではないので、何度か指導上でどうにもならない、法的強制力のある指導を行ったかなどを踏まえてということになります。

今回、営農型発電設備の支柱用地の転用の際に申請人所有の農地が現況のとおり利用であったため是正指導を行ったところです。

9 番

これからどんどん農業従事者や耕作者が若くなってきて、農振だというイメージが薄れてくるのかと思うんですが、その辺気をつけていかないと農振の地域がこういった状態になる可能性があると思います。今後も厳しくお願いします。

ほかに。

無いようですので、3番、4番の案件について

9 番

はい。

議長

9 番。

9 番

3番の案件については、2年前くらいに資材置き場用地で申請が出て、その時に私も地元の推進委員さんと現地を確認しています。農振地域で場所も良いですし、大変優良な農地だと思います。今回は営農型とは言えちょっと考えられないかなと思います。地元の推進委員さんの意見にもあるようにこのままお願いできればと思います。

10ha以上の広がりのある一団の中にぽつんと出来るイメージなので、個人的には難しいと思います。が、営農型だから規則的には明確にダメですよとならないかもしれないですけど。

1 2 番

普通に考えれば厳しいと思う。営農型ならどこでも良いんだと言うことなら農業委員会に付ける必要が無い。

事務局員

申請人が来庁して相談を受けたときに9番委員が言われたよう

なことは伝えてあります。場所的な問題、周辺農地への影響など効率的な農地の利用が出来ないと認められる場合は許可できないものとなっています。

9番委員さん、12番委員さんのご指摘のとおり、「位置等から見て、営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。」と通知に明記されています。その他営農型発電設備の支柱用地としての転用にあたり、通常の転用とは別の審査内容がありますので慎重に判断をお願いしたいと思います。

申請人には絶対に許可になるとは言い切れないと伝えてあります。場所的な問題、周辺農地への影響ということとなればどこがどのようにダメなのか、例えば施設の規模などを見直せば大丈夫になるのかなど教えて欲しいとのこと。農業委員会とすれば不許可とするならば説明責任もありますので、具体的理由や施設規模を見直せば見込みはあるかなど、そのあたりを回答しないといけませんので慎重に協議していただくようお願いします。

13番

3番、4番同じ人ですが、どちらも令和3年から営農型の発電設備の下部で営農をすること、設備を設置しても地域平均と同等の収量が得られると説明がありましたが、私は田んぼもブルーベリーも両方作っていますが、上部にこういった施設があると同等の収量を得るのはかなり難しいと思います。

転用の詳細説明の中で、「太陽光発電の収益も見込めるため」との発言がありましたよね。売電の収入があつて農業でも同等の収量が見込めるなんてことになるとみんなやりますよね。売電収入を主として考えていると取られても仕方が無い。きれい事だけじゃなくてね。許可するのであればきちんと追跡調査等しないといけないと思います。

本当に計画どおりの営農ができて、地域平均同等の収量があるのか、もし出来なかった場合にはどのように対応するのか、その辺を良く確認しないと問題が起きるのではないかと。

国で進めている施策でこういう施設なら転用出来ますよとなっているかもしれないが、農業委員会としてはおかしい流れになってしまうのではないかと危惧しています。

12番

今、13番委員が言ったようなこともあるんですが、9番委員が言ったように場所的な問題、農業サイドから考えれば国が推進しているのは大規模経営して、色々な農地を使いやすくしようとやっていると思うんです。こういった制度でこういう施設がどこにでも出来るとなると、農地の集積・集約なんてことは可能じゃなくなることになる訳ですよ。

農地の有効利用という面で考えればこういった申請を許可する訳にはいかないと考えます。

6番

今までの営農型ケースと少し違うのかなと、水田に設置するのは初めてじゃなかったか。この辺は水田もかなりあるので前例的にこれを認めることになる、優良な農地もどんどん同じようになりかねない。これで確実に収量が上がれば問題はないが、全般的に農業振興地域に太陽光パネルを水田に設置することが理解できない。農業委員会で全く問題はないと認めて良いものなのか。また、県内他市等において水田に営農型パネルを立てた事例はあるのか。

事務局員

沼田市の状況ですが、1年ぐらい前だったと思いますが、原町でパネル下部の営農が水稻が1件あります。その施設は遮光率が約30%のものになります。

7番

2カ所目の営農型で1カ所目の営農ができてないので1回は不許可にした。その翌年2回目の申請をして許可となったものがある。

事務局員

全国的には田んぼに設置している例は結構あります。もともとの制度が出来た経過が、営農型という基準がないときに田んぼに設置したものが始まりです。それで後追いで制度を作ったということです。

この施設は遮光率42%となっています。本申請の営農に関するデータとして農水省の参考事例を印刷したものが添付されていますが、その中には遮光率50%程度のものがあります。

3 番 通知の 2 ページのところ転用許可権者の確認事項というのがあって、こういう条件があるので農業委員会は通せませんか書いてあるかが知りたいのです。ここにある（ア）～（キ）までの条件じゃダメですよとできるのか。色々通知があるが、総合的に判断しないとならないのではないかと。

1 3 番 まあ後は 1 年まずは作ってみて、収量などが計画と違っているとか、または、営農しなかった全然作らなかったとなれば違反転用になるのでダメですとなりますけど、これからのことなので計画どおり出来るかもしれないし現段階で営農できないでしょとはなかなか言えないとも思う。

事務局員 添付された計画どおり営農ができなかった場合等の話しがでていますが、その件については行政書士を通じて話をしています。例えば収量が 8 割いかなかった、品質に劣化が生じているなどで、その原因が日照不足だと分かった場合はパネルを間引いて太陽光をもっと入るようにしてもらうなど指導することもある。

初回の申請の時に施設の改修等が無いよう遮光率や作付け作物もきちんと計画して下さいと伝えてあります。後々改修となれば余分な費用もかかることになる。そのことも了承した上で申請をする様に指示してあります。

そのことを伝えた上でこの内容での申請となっています。

3 番 ここに撤去費とありますが、これはなんなのですか。

事務局員 営農をしていない、指導後も改善されないなど悪質であるような場合、施設の撤去させることが出来るものです。その撤去費の見積りとその資金があることを証明しないと許可になりません。

通知にあるとおり支柱等については容易に撤去できるものとする事となっています。

3 番 毎年確認するのですか。

事務局員 毎年ではありません。3 年ごとの再許可の申請時となります。再

申請時においては設備設置費はいりませんが、撤去費用は毎回見込んでもらうものです。

9 番           これは営農型だから農業委員会が良しとなればもうそれだけで許可となって設置出来るものなのか。周辺の耕作者や住民の承諾なんかはどうなるのか。

事務局員       農地法だけで考えれば周辺同意は必要ないということになります。これが1,000㎡を超えていれば都市計画課の指導要綱に規定していることになります。今回は農地面積が832㎡なので特になんかと思いません。

9 番           広がりのある農地でこの廻りの道路も大きな農業用の機械も通るので、不許可にすることも難しいとしても、もう少し検討させてもらえることは出来ないですか。

1 2 番          これからのことで、施設もないしあくまで計画を書類だけで判断しないとイケない。チェックのしようが無い。農振でも1種農地でも設置できるものなんだから申請さえすれば。

                  農業委員会に申請する必要があるのか。これが良いのであれば審議の意味が無い。

3 番           通知の(オ)のaに「農用区域内の農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと。」とあるんです。これにあたるんじゃないですか。

9 番           これを良く確認しないとイケないとは思う。

1 3 番          3番委員さんの言ったことは良いですけど、これを理由に不許可とするならば、具体的にどう何が影響するのかをはっきりさせないと。申請人から不服申し立てがあれば答えなきゃならない。

7 番           例えばその支柱が通行の妨げになるとか周りの農作業の迷惑に

なるだとか、そうなると困る。パネルは空中部分だから良いですよとはならない。周りの農地に影が落ちないかとか、本当は周囲の地主なんかの意見が聞ければ一番良いんだけど。

議長 今色々意見が出ているが、（オ）の a に当てはまることがあるのは調べた方が良いでしょう。

事務局員 はい。申請地北側、東側に農業用道路がありますが、その通行の妨げになるのか、周囲の農地に影が出来そうなのか再度確認することで良いでしょう。

1 2 番 集積・集約するときには絶対に邪魔になる。（オ）の a に該当するんじゃないのかと思います。

1 3 番 事務局としては、この計画で相談が来て、具体的に法律だとか規制の範囲で違反していることはあるんですか。

事務局員 事務局としても白とも黒とも判断しがたい。皆さんが今議論していただいているところは気にはなっている部分ではあります。

ただ、何法の第何条に違反していますとは言えないと思います。通知において（オ）の a に該当するかどうかぐらいかと思います。

議長 おそらく申請書で判断出来ることは（オ）の a にやや該当するのではないかということだと思います。明らかにダメとは言えない気もする。

7 番 もう少し周りの人と話しもしてからでも遅くないのかなと。今すぐに許可で良いですよというのは難しい。

この人が主で農業している訳じゃなくて、母親がいるから営農出来るというぐらいのものであります。

9 番 地元推進委員も良い発言をしていないものだから。

事務局員 申請を受け付けた時点で、皆さんの懸念されているその集団化

とか農作業の効率化に問題がある可能性があることは説明をしながら受理しています。具体的にどこをクリアすれば良いのか、それは総会で示していただいて申請者にお伝えしていく、次回の総会では結論は出さないといけない。いつまでも継続審議というわけにはいかないとします。

6 番 再度、地元の推進委員さんの意見も尊重して次回総会にかけてもらえればと思います。

議長 6 番委員さんからこのような意見がありましたので、地元の農業委員と推進委員とポイントを絞って、どうして問題が考えられるか、具体的に話し合ってもらって。

9 番 細かい話しで言えば 1 年前資材置き場で申請が出たんですよ。その時は推進委員と 10 番委員さんと私で現地を確認しています。その時は農振地域でこれだけの広がりのある農地には許可出来ないだろうとなりました。それにもめげず今回転用の申請を出すんだから、もう農地を持ちたくないと思えるしかないのかなと思う。  
これだけ良い場所を農地から外すということが考えられない。

議長 書類上では農地として使うということで、営農型として申請が出されている訳ですよ。その辺がね。

9 番 3 ページの (オ) の a にあるとおり、ダメだとは言い切れないんだと思いますが、周りの意見なんかも聞いてそれで尚且つ検討する。許可出来ないということではなくて。

13 番 隣接同意はいらぬということですよ。

事務局員 はい。法的添付書類としては資金証明とかのように明記はされていません。ただ、その他で農業委員会が必要と認める書類とは書かれているので、例えば周囲の営農や道路の通行の妨げにならないこと証明出来る書類を添付して下さい。だとか農業委員会が特に必要と認める書類として提出を求めることは出来るかと思っています。

1 3 番 地元の人なりに懸念される具体的事項があればそれをクリアできることを証明してもらおう。それを出してもらおうのが良いと思う。

議長 そういったことを記した書類を提出してもらおう。それで再度審議することで良いでしょうか。これを許可出来ないですよとはなかなかならないと思うんです。

9 番 推進委員さんも言っているように一定のルールがある中で審議するのであれば。

1 5 番 例えば別の土地。もっと山の方とかに設置するよう誘導するとかはダメですか。

事務局員 その場合にはF I T法がこの地番で認定になっています。変更するととなるとF I T法の再認定が半年以上かかります。

1 3 番 農家のことなんか考えてない。これは国で考え進めているだけだから。

議長 それでは、今後再度調査等行い追加書類を提出してもらおうこととします。

同じ申請者ですが4番について。

事務局員 はい。4番ですが、3番案件の東200mほど行ったところですよ。

9 番 現況は。

事務局員 不耕作地です。両脇も不耕作地で1筆挟んで西側はブルーベリー、北側は竹林です。

1 3 番 ブルーベリーを作るということでしたよね。

事務局員 はい。ここはブルーベリーです。申請人はブルーベリー自体同町

内で作付けして15年の農業歴ということです。それと、前橋青果場に出荷の権利があるので、現在も前橋青果場と白沢の道の駅に出荷しているとのこと。

議長                   ここは山際の農地ですね。

9番                    北側はすぐ山の斜面で、ここは仕方が無いのかな。

議長                   ほかに。

無ければ、5番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第28号については、3番を除いて、申請のとおりこれを認め、3番については保留とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長                   「異議なし」と認めます。

よって、議案第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、3番を除いて、申請のとおりこれを認め、許可することとし、3番については保留することと決定いたします。

次に議案第29号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明   1件

事務局員           (議案内容説明)

議長                   説明が終わりました。

ここらの案件ですが、1番委員が現地調査に行っていますので報告をお願いします。

1 番            はい。当初は申請目的どおり露天資材置き場として利用していましたが、その後倉庫を建築して使用していたとのこと。現地調査をしたところ特に周辺は住宅地で建物が点在しており支障は無いと思います。

議長            ありがとうございます。  
                  それでは、審議に入ります。  
                  ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

1 3 番            はい。1 3 番。

議長            1 3 番。

1 3 番            現地写真を見るとユンボの奥に建物がありますが、これをそのまま使うということでしょうか。

1 番            そのまま使うと聞いています。

議長            ほかに。

                  無いようですので、お諮りいたします。  
                  議案第 2 9 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

                  (異議なし)

議長            「異議なし」と認めます。  
                  よって、議案第 2 9 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたしました。

                  次に議案第 3 0 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

                  議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 11件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。  
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

3番の案件について

4番の案件について

5番の案件について

3番 はい。

議長 3番。

3番 いつもお願いしているのですが、地域との調和。よろしくお願ひ  
します。

議長 ほかに。

1番 はい。1番。

議長 1番。

1番 現地写真を見ると、スロープが見えますがこれはどういったもの  
ですか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 申請地は耕作されていなかったなので木が生い茂っていました。都市計画課との協議をするために境界確定をしないといけないので、その木を伐採するための進入路です。

1 番 作業用道路ですか。そうすると譲渡人の所有地に含まれる訳ですか。

事務局員 そうなります。

1 番 道路というのはいったんしてしまうと農地として戻すのは難しいので、そういうことであれば問題ないと思います。

3 番 ほかに。  
無いようですので、6 番の案件について。  
  
7 番の案件について  
  
8 番の案件について

3 番 はい。質問です。

議長 3 番。

3 番 位置図を見ますと申請地との間に隙間がありますが、これはなんでしょうか。

事務局員 道です。赤線になっています。そこは使用しないとのことでした。

3 番 どうやって繋ぐのですか。

事務局員      それぞれ区画して電柱を立てることもあるでしょうし、地下または空中部分に電線を通すかもしれないです。方法はいくつかあると思います。

3 番            分かりました。

1 3 番          現地写真なんですけど、申請地の左側にも太陽光発電がありますが、同じ業者ですか。

事務局員      別の法人です。

議長            ほかに。

                  無いようですので、9 番の案件について

                  1 0 番の案件について

                  では、1 1 番の案件はですが、事務局から説明があったとおり、許可する段階ではないということですか。

事務局員      申請自体は1 2 月で今年の1 月に審議したもので半年経過していますので、また、都市計画課との協議が未だに始まっていないことと、見積書も期限切れですし、資金証明も発行から相当期間が経過していることを考えると、書類を取り直すことも必要と思うところはあります。

                  1 月に許可相当として審議したものをいつまで交付せずに取り置きしておくのか、どこかで見切りを付けないとならないと思っています。

                  申請人には、代理申請人を通じて取り下げ願いをしていただくか、いったん不許可として判断させてもうことになるとは伝えてあります。

7 番            今回不許可としても市との協議が済めば大丈夫なのであればそういう判断でも良いのではないかと。

9 番 下げて準備が整ったらまた申請してもらえば良いと思う。

事務局員 市との協議が終了すれば許可相当と判断出来る案件なので。

議長 では、説明のとおり転用の実行の確実性が見込めないということ  
でよろしいでしょうか。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第30号については、1番から10番の案件は申請のとおり  
これを認め、11番の案件については不許可とすることにご異議ご  
ざいませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案30号「農地法第5条第1項の規定による許可申請  
について」は、1番から10番の案件については申請のとおりこれ  
を認め許可し、11番の案件については不許可とすることと決定い  
たします。

次に議案第31号「農用地利用集積計画（案）について」を議題  
といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ご意見がございましたら、発言願います。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第31号については、計画のとおり、これを決定することに  
ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第31号「農用地利用集積計画（案）について」は、計画（案）のとおりこれを決定し、市長に回答いたします。

次に議案第32号「農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員

（議案内容説明）

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ご意見がございましたら、発言願います。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第32号は、計画（案）のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第32号「農用地利用配分計画（案）について」は、計画（案）のとおり、これを決定し、市長に回答いたします。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後3時14分

## 6. 協議事項

- (1) 農業振興船津賞事業の実施について
- (2) あっせん委員の委嘱について
- (3) その他

## 7. 連絡事項

- (1) 令和2年「田畑売買価格等に関する調査票」の回収について
- (2) 永年勤続農業委員等表彰事業の実施について
- (3) 行事予定について

(4) その他

8. 閉 会

終了 午後 3 時 2 9 分